

洲 監 第 5 号 の 3
令 和 7 年 4 月 2 4 日

請 求 人 （ 省 略 ）

洲 本 市 監 査 委 員
真 野 陽 一
小 松 茂

洲本市職員措置請求（住民監査請求）について

請求人が令和7年4月2日付けで提起した住民監査請求について別紙のとおり決定したので通知します。

決 定 書

1 請求人

(省 略)

2 請求年月日

令和7年4月2日

3 請求の要旨

令和6年4月15日発行の議会だよりの18ページに、議員提出議案についての■■議員の賛成討論の記載があるが、これを「令和6年第2回洲本市議会会議録(定例会)の同年3月26日(第6日)の」会議録での同議員の賛成討論の部分を確認すると、議会だよりに記載の発言内容は、会議録には記載されていない。議会だよりの掲載文は虚偽であり、同議員が何らかの意図を持って、虚偽の内容の文章を議会だよりに掲載、印刷させ、洲本市内の全世帯に配布させた違法かつ不当なものであるため、洲本市長に対してその支出の約45万円全額の返還を請求する。

4 監査委員の判断

(1) 主文

本件請求を却下する。

(2) 理由

① 地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求の制度は、地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的とするものである。

同条の請求の対象となるのは、地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は地公共団体の職員の財務会計上の行為又は怠る事実があると認められるときである。

② 請求人は請求の要旨で、「議会だよりの掲載文は虚偽であり、同議員が何らかの意図を持って、虚偽の内容の文章を議会だよりに掲載、印刷させ、洲本市内の全世帯に配布させた」としているが、議会だよりは、洲本市議会委員会条例第6条第1項の規定による議会の議決で設置された広報広聴特別委員会の議会の行為であり、法第242条第1項の監査請求の対象とならないと判断する。

- ③ 住民監査請求においては、「監査の対象となる行為は、地方公共団体に積極消極の被害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならない」（最高裁平成6年9月8日判決）とされており、請求内容からは、市に損害が発生している又は今後発生する可能性があるとは言えないと判断する。
- ④ 以上のことから、本件請求については、法第242条第1項の要件を満たしていないため、主文のとおり決定する。

令和7年4月24日

洲本市監査委員 真野 陽一
洲本市監査委員 小松 茂